

民間賃貸住宅家賃助成制度のお知らせ(入居者用)

鹿追町では、本町の活性化を目指し、住みよいまちづくりの一環として、平成24年4月1日から町内の民間賃貸住宅に居住する方に対し、家賃の一部を助成します。

制度の概要

1. 名称

鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例

2. 対象者

次の全ての要件を満たす方。

- (1) 町内の民間賃貸住宅に居住する町民の方
- (2) 自ら民間賃貸住宅の家賃を支払っている方
- (3) 町税等の滞納がない方
- (4) 民間賃貸住宅入居期間が3ヶ月以上の方

3. 対象となる民間賃貸住宅とは

賃貸を目的に居住用に建設された建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅。**(一団の土地に建設された4戸以上の賃貸住宅)**ただし、次に掲げるものは除く。

- (イ) 町営住宅、公営住宅などの公的賃貸住宅
- (ロ) 町に登録された登録住宅以外の社宅、寮などの給与住宅
- (ハ) 2親等以内の親族が所有する住宅

※お住まいの賃貸住宅が家賃助成対象住宅として登録されていること。【賃貸住宅を経営する事業主さんの登録手続きが必要です。】

4. 助成対象外

世帯全員の前年所得の合計額が、227万円を超える方

5. 助成内容

助成額の月額、家賃の月額から、25,000円を控除した額の2分の1で**5,000円を限度**とし、1,000円未満の端数は、切捨てします。

6. 助成期間

36ヶ月を限度とします。

7. 申請に必要な書類

- ①助成金交付申請書
 - ②家賃助成金計算書
 - ③町税等納付状況調書
 - ④居住期間証明書
 - ⑤賃貸借契約書写し
 - ⑥住民票謄本
 - ⑦前年所得が確認できる書類(源泉徴収票の写し、確定申告書の写し又は所得証明書)
 - ⑧家賃を支払ったことが確認できる書類
- 上記①～④様式は、役場担当窓口にて請求するか、鹿追町ホームページからダウンロードできます。

手続きの流れ

申請者 役場

問合せ → 書類交付

※注1 交付申請 → 交付決定

※注2 交付請求 → 助成金交付

※注1 4月から9月分→9月末日までに申請
10月から3月分→3月末日までに申請

※注2 交付決定通知後、速やかに請求

◆助成金は、本人口座に振込みいたします。

制度の有効期限

2024年3月31日でこの制度の効力は失われます。

役場担当窓口・申請先

鹿追町役場 企画課 企画係
電話 66-4032 直通
E-mail kikaku@town.shikaoi.lg.jp
鹿追町ホームページ
<http://www.town.shikaoi.lg.jp/>

